

発行：北出経営労務事務所
〒910-0011 福井市経田2丁目302-1 フェルティール203号室
TEL：0776 (58) 2470 FAX：0776 (58) 2480
発行日：2012年7月1日

今月のことば●成功者はメモ魔である

話し言葉、思ったことはすぐに忘れてしまう。大事だと思ったことは、文字で表現しよう。文字の表現は自分自身の頭の整理にもつながる。



あなたは
「アイリッシュ・セター」

あなたにはいつも肩の力が抜けているような、のんびりしたイメージが漂っています。またいい人ばかりの環境で育ってきているので、人を疑うことが少ない人です。だから、どこか怖いもの知らずなところがあり、大胆なことを平気な顔でやるタイプです。



「暑い！」と言葉にすると更に暑くなるような気がしてなるべく言わないでおうと心に決めた高間です(*^_^*)実際は毎日言っているような気がします(-_-)

さてさて、本格的な夏の到来です♪こんなに毎日暑いと、皆さまキタデミンCが恋しいと思う時もあるのではないのでしょうか？(笑)そんな皆さまにお知らせです！

キタデミンCがリニューアルしました♪スタッフシールがとってもかわいらしく変身しております(*´▽`)♪特に用事がなくても、喉が渇いた時や近くを通った時、どうぞお気軽にお立ち寄りください(*^▽^*)お待ちしております♪

犬占いは、橋本です(*^_^*)

占いでは怖いもの知らずという結果が出ていますが、穏やかなイメージのある大人の女性です(*^_^*)

共感経営で幸せが売上にリンクする

体験
セミナー

セミナー情報

理念経営実践コンサルティングセミナー

会社が売上を上げることができるのは、なぜだか考えたことがありますか？
提供する商品やサービスを通じて、お客様から共感を得ることで売上が上がるのです。
会社はお客様、社員、地域社会との絆によって成り立っています。
共感経営はそういった方々と絆をより深めるための重要なキーワード。
今回は秋に開催予定のシリーズの体験版です。是非お試しください！



◆セミナー内容◆

「ミッションはブランドになる」～利益を生み出す全員力の構築法～

- ＊ミッションは会社（お店）のルール
- ＊ルールは現場ベクトルをそろえる
- ＊ブランドでベクトルの方向性を定める
- ＊向かうべき方向を儲かる仕組みにする

◆開催要項◆

日時：2012年7月27日（金） 13:30～17:00
会場：地域交流プラザ 研修室608
（福井市手寄1-4-1 AOSSA 6階）
講師：H&Hコンサルティング 代表 清水ひろゆき氏
費用：お一人様5,250円（税込）
（※ただし、実践行動塾塾生は無料です）
対象：いい会社をつくりたいと考える経営者、経営幹部
定員：30名

《講師プロフィール》 清水ひろゆき氏

H&Hコンサルティング代表
（米国ビジネスモデルコンサルタント）

ニューヨーク、パリ、ロンドン、日本を拠点として、日本企業に米国の最新ビジネスモデル、成功事例を紹介し、導入を指導するビジネスコンサルタント。
米国専用のビジネスコーディネーターを20年間経験し、関西の財界や流通業界トップを案内。訪れた国は約100か国にのぼる。また、米国成功企業100社以上を訪問し、その視察ツアーで紹介する海外の価格競争しない手法は、多くの日本企業が導入している。現在はコンサルティング会社を運営し、米国ダントツ企業の「価格競争しないビジネスモデル」をメールマガジンや書籍などのメディアを通じ、日本企業に発信中。又、毎年日本企業のモデルとなる最新海外成功企業をリサーチし、海外視察ツアーを開催及びプロデュース、その最新情報をもとに講演、セミナーを行っている。詳しくは<http://www.hh-consul.jp/index.cfm> まで。
著書：「3カ月で売り上げを20%アップさせる3つの仕組み」（ビジネス社）

特典

体験セミナーにご参加頂いた方には、清水ひろゆき氏の著書「3ヶ月で売り上げを20%アップさせる3つの仕組み」を差し上げます。

セミナー内容の詳細、お申し込みは<http://kkr-group.com/seminar>まで

けいえい ろうむ 相談室

外国人の方を雇入れることになりました。
日本人を雇入れる時と違って、何かしなければい
けないのでしょうか。
また、注意することはありますか。



雇入れる前

最近、外国人労働者を雇入れる会社が増えてきました。外国人を雇入れる際には、確認・届出をしなければならないことがいくつかあります。主なものをまとめましたので、確認してみましょう。

1分間ろうむスタディ



不法就労させた場合、3年以下の懲役、300万円以下の罰金を科せられることがあります。

■■在留カード（特別永住者証明書）の確認■■

平成24年7月9日から新しい在留管理制度がスタートします。不法就労した外国人だけでなく、**不法就労させた事業主も罰せられます。**外国人を雇用する場合には、まず以下のことを確認しましょう。

在留カード？

右のカードが在留カード。今までの外国人登録証明書に変わるもので、入国時に中長期的に滞在される方などに交付されるんだよ。

雇入れ時に在留カードの何を確認するの？

確認するのは、まず「在留カードを持っているか」持っている場合は、「在留資格」「就労制限の有無」「在留カードの裏の資格外活動許可欄の記載」といったこと。また、「在留期間を超えていないか？」の確認も必要だね。



■■外国人雇用状況の届出■■

外国人労働者の雇入れまたは離職の際に、当該外国人労働者の氏名、在留資格、在留期間等について確認し、厚生労働大臣（ハローワーク）へ届け出ることが義務付けられました。（届出を怠ったり、虚偽の届出を行った場合には、**30万円以下の罰金の対象となります。**）

■■労働関係法等の適用■■

就労活動が認められている外国人労働者については、**労働基準法を始めとして最低賃金法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法等我が国の労働関係法規が適用されます。**また、雇用保険についても、加入要件に該当する場合は加入することになります。社会保険も同様です。適正な労働条件の確保をしなければなりません。例えば、下記のようなことが挙げられます。

会社がしなければならないこと	会社がしてはいけないこと
<ul style="list-style-type: none"> 労働関係法等、就業規則の周知（外国人労働者が理解できるように説明） 適正な労働時間の管理（時間外・休日等）、明示 健康診断（短時間労働者を除く） 	<ul style="list-style-type: none"> 外国人労働者と日本人労働者の差別的な取り扱い 最低賃金を下回る給与 在留カード等を預かる

また、平成22年法改正により会社が外国人技能実習生を直接受け入れる場合、入国当初から労働者となりますので、労働関係法令が適用されます。

■■外国人労働者雇用労務責任者の選任■■

外国人労働者を常時10人以上雇用するときは、外国人労働者雇用労務責任者を選任する必要があります。外国人労働者の雇用労務管理を担当することを職務とし、原則として総務部長など各事業所の管理職の中から選任することが必要です。

♥♥♥社労士さとうのワンポイントアドバイス♥♥♥


外国人の方を雇用する場合には、日本語教育、日本の生活習慣等について理解を深めるための生活指導、母国語での教育、さらに場合によっては宿泊施設を確保することも必要です。しかし、なんといっても一番必要なことは、相手の文化を理解しつつ、コミュニケーションをとること！日本人と同じですね。



企業が求人を行う目的は、優秀な人材を採用することです。ではその求人にはどのような方法があるのでしょうか。今回は「求人方法」にポイントを絞りお伝えします。

■■ 求人の種類 ■■

求人方法には大きく分けて、「無料」で行うものと「有料」で行うものがあります。

<p>無料媒体</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ハローワーク (ジョブカフェ、マザーズサロン含む) ・知人の紹介 ・自社(お店)に掲示 ・自社の求人用ホームページ ・ブログ、SNS (Facebook、mixi) ・高校、大学、専門学校(一部有料) 	<p>無料で行うものの代表格には、知人の紹介やハローワークがあります。 紹介はいうまでもなく、経営者や人事担当者などのネットワークによるものですが、紹介者の顔をつぶさないようにしなければならないというプレッシャーもあります。 また、ご存じの通りハローワークは国内最大の求人媒体ですが、手続きが少々面倒というのがあります。一方、ブログやFacebookからの求人は手軽にすることができます。</p>
<p>有料媒体</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・求人情報誌 ・求人サイト ・新聞広告 ・ヘッドハンティング ・人材派遣 ・人材紹介 	<p>有料で行う求人媒体の代表格は、求人情報誌です。駅周辺やコンビニ、お店などにおいてあるフリーペーパーに求人情報を掲載するという方法です。有料媒体の読者は、若者や主婦が多いため、飲食店関係の仕事やパート募集などを行う際には有効です。それでも何人の応募があり、いい人材が来るという確証はありません。</p>

そこでお薦めしたいのは！
“自社の求人用ホームページの作成”や“経営者自身のブログなどの情報発信媒体”です。

◆おススメのポイントを整理してみよう！◆

<p>自社ホームページやブログなどの求人は</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 経営理念、経営者の考え、求める人物像、会社の雰囲気など、企業が公開したい独自の内容を掲載できる。 2. 期間に制限がない。 3. 応募者にとっても経営者の顔、企業の雰囲気が見れるためミスマッチが起こりにくい。
<p>紙媒体での求人は</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. フォーマットが決まっているため、情報量に限りがある。 2. 掲載期間が決まっている。 3. 他社との比較となるため、条件面の表示に目を向けがちである。



facebookやブログは経営者の人柄がわかるものなので求人に効果的です。

POINT !

応募するきっかけは無料のハローワークや有料の求人情報誌であっても、応募の後押しを行うのは、会社のホームページ、経営者のブログ、facebookなのです。

■■ 求人・採用で助成金を活用する方法 ■■

求人・採用で活用できる助成金があるのはご存知ですか？

それは、ハローワーク経由で応募者を紹介してもらうことです。これが絶対条件となります。求人情報誌や自社ホームページから応募してくる方に「ハローワークを通して応募してください。」と説明して頂くことで助成金を受給することが可能となる場合があります。

ハローワークに出す求人票に一工夫することで助成金を受給することが可能となりますので一度お試しください。

【採用に関する助成金の例】

- ・ 試用雇用(トライアル雇用)奨励金
- ・ 特定求職者雇用開発助成金
- ・ 被災者雇用開発助成金

左記記載内容以外にも細かい要件があります。また、その他様々な助成金がありますので、採用をお考えの際にはまず ☎0776(58)2470までお電話下さい。弊所が責任をもって最適な助成金をアドバイスいたします。尚、求人票の書き方のアドバイスも行っておりますので、お気軽にお問合せ下さい。北出経営労務事務所 担当：北出



7月の
おしらせ

七夕の行事は、中国から伝来し奈良時代に広まった「牽牛星（けんぎゅうせい）」「織女星（しょくじょせい）」の伝説と手芸や芸能の上達を祈願する中国の習俗が結び付けられ、日本固有の行事となったものである。七夕は五節句のひとつとして、宮中では「しちせき」と呼ばれていたが、のちに「たなばた」と呼ばれるようになった。

労働保険 年度更新	今年の年度更新は、6月1日から7月10日までが申告・納付期間となります。同封されているお知らせやパンフレットなどをご覧ください。期間内に申告・納付してください。
社会保険 算定基礎届	日本年金機構から書類が届きましたら、全被保険者の3か月間（4～6月支払分）の総支給額の平均額を届出してください。提出期限は7月10日です。
賞与支払届 の提出	賞与を支給した場合は、5日以内に「賞与支払届」を、年金事務所及び厚生年金基金に提出します。未提出の場合は、従業員の方が将来受け取られる年金額が低くなる場合がありますので必ず届け出てください。また、賞与支払予定月等に賞与の支払が無かった場合でも、総括表の提出が必要になりますので注意が必要です。
育児介護休 業法の改正 （中小企業 の義務化）	育児・介護休業法は、平成21年6月に改正され、101人以上の企業には平成22年6月30日から義務付けられています。また、 平成24年7月1日からは、常時100人以下の労働者を雇用する中小企業についても義務化されました。 詳細は下記アドレスをご覧ください。 http://www.mhlw.go.jp/topics/2009/07/tp0701-1.html

所長
北出慎吾



父の日のプレゼントで息子からシャツをもらいました。一生懸命選んでくれたみたいで、「いつもありがとっ」と照れながらプレゼントを渡す息子を見ながら、なんて可愛いんだ(*^_^*)っと思いました。自分が小さい頃は親に感謝の気持ちを伝えていたかな？(^_^)と息子の行動を見て反省しました・・・。もらう側になると「父の日」やっぱりいいものですね。もちろん私も父親にプレゼントを渡しましたよ。それも「越前の選りすぐり干物」！お酒好きの父、とっても喜んでいました。

「最近、お湯で選択するのに凝ってるんです！」という高間の影響で、洗濯機の“除菌コース”とやらを初めて使ってみました。効果は…よくわかりません(^_^)でも、よく考えたら洗濯機をドラム式にしてからは、部屋干しの嫌なおいがほとんどしません。私感ですが、汚れも普通の洗濯機よりよく落ちる気がします。あと、洗濯物が絡まないのでもわが付きにくくておススメです♪…あ、私、電気屋さんやメーカーさんの回し者ではないですよお^_^;



北出
多美枝

佐藤
早智代



以前の事務所ニュースで宣言したとおり、養浩館の早朝開園に行ってきました(^)v しかも3回！！（←どんだけ好きやねん！！(笑)）早朝の養浩館は空気が澄み渡り清々しいです。また、朝の太陽の光を浴びて池の水面がきらめきます。時に池でコイが跳ねる音が聞こえても風流です。でも、子育て時期のカラスに威嚇攻撃されたのが一番の思い出に…(苦笑) 思い出塗り替えにまた行ってきます。(^-)

夏になり、家の周りの雑草達がスクスクと成長し、まるで密林のようになっております(-_-)草むしりしなきゃと日々思うのですが、虫がとてつもなく苦手で……。子供のころは木によじ登り、素手でセミを捕獲していたのに、いつの間にか見るだけで鳥肌が立つようになってしまいました(+o+)砂利でも敷こうかと思うのですが、暖かくなってくるとチョロチョロと出てくるヤモリ達がかわいくて、もし砂利を敷いたらいなくなっちゃうのかなと少し迷ってます(;^_^)



高間
亜希

橋本
友美



昨年、らっきょう漬けを初体験。家族からも好評でした。今までは買って食べていたのですが、自分で漬けるとやはり格別ですよ(^)v ただ、いろいろな方にお裾分けをしたため、家族の分はほんの少しに…。なので、今年も挑戦しました。もちろん土付きらっきょうから。事務所ニュースがお手元に届くころには、食べ頃になっているはず。らっきょうを食べて、暑い夏を乗り切りたいと思います。